

土木設計等委託契約書運用基準 新旧対照表

改正前	改正後
<p>5 第7条関係 再委託の申請は、一部再委託承諾申請書（別記様式第2号）によるものとし、再委託契約に係る契約書、請書又は注文書等の写しを添付させること。</p>	<p>5 第7条関係 再委託の申請は、一部再委託承諾申請書（別記様式第2号）によるものとし、再委託契約に係る契約書、請書又は注文書等<u>を作成するための資料（押印前の案等）</u>の写しを添付させること。</p>

附 則

この運用基準は、令和7年4月1日から施行する。